

モニタリング及び監査体制

1. 内部監査組織

- (1) 研究費の不正防止を図るため、学長の直轄組織として内部監査班を設置する。
- (2) 内部監査班は次に掲げる者をもって組織する。
 - ①教員2名
 - ②事務局経営管理課総務担当係長

2. 監査対象者

- (1) 公的研究費獲得者（分担金受給者も含む）
- (2) 公的研究費の支出業務を担当している事務職員

3. 監査時期

毎年度概ね9月～10月の間に実施する。

4. 監査の種類及び抽出方法

無作為に及び不正が発生するリスクに応じて重点的に抽出した公的研究費に係る補助事業について、次のように毎年度内部監査を実施する。

(1) 通常監査

内部監査を実施する年度において、当核研究機関に所属する研究者が研究代表者として公的研究費の交付を受けている研究課題数の概ね10%以上を対象として、通常監査を行う。

(2) 特別監査

通常監査を行う補助事業のうち概ね10%以上を対象とした特別監査を行う。特別監査では、書類上の調査に止まらず、科学研究費の使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた監査を行う。また、特別な事情が認められる場合においても特別監査を実施する。

5. モニタリングの検証等

監査においては発注・検収・支払いの現場におけるチェック及び不正防止計画推進委員会によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを確認する。

6. 実施報告

内部監査班は監査終了後、速やかに監査結果等をまとめた監査報告書を作成し、学長に報告するものとする。